

令和5年度事業計画書

事業運営方針

令和5年度は公益目的事業である廃棄物処理事業及び環境保全啓発事業について、次の方針により事業運営を行う。

また、策定から5年後を目途に見直すこととしている長期経営計画（計画期間：令和元年度～13年度）について、これまでの業務運営を評価の上、見直しを行う。

1 廃棄物処理事業

(1) エコパークいずもぎきの運営

「信頼と安全の施設運営」を最優先に、地元との協定を遵守しつつ、顧客サービスとコスト意識に根ざした業務運営を行う。

これまで処理量が計画を上回って推移し、埋立完了時期が早まりそうな懸念があることから、前回理事会で了承いただいた搬入量抑制方針に基づき、行政と連携した大口取引先への搬入量削減要請等を行うとともに、処理料金の引上げを実施した。

- ・取引先への引上げ通知 令和4年9月
- ・引上げ時期 令和5年1月及び4月の2段階

この対策の効果をみながら、必要に応じてさらなる対策を講じ、適時に実施していく。

(2) 廃棄物処理事業の計画目標

現行の長期経営計画に基づく年間処理量 60,800 トンを引き続き仮置きしつつ、長期経営計画の見直し作業とも連動させて、処理量の適正化を図っていく。

処理量 60,800トン 料金収入 1,720,000千円

(3) 次期処分場建設に向けた体制整備

県が次期処分場建設の候補地とした上越市柿崎区の2地区について、整備予定地とすることについて関係町内会から了解をいただいたことを受け、施設整備の事業主体として、用地取得や環境影響評価など必要な事業に着手する。

県及び上越市の協力のもと、上越市柿崎区に開設した業務拠点の人員体制を拡充する。

	【令和4年度】			【令和5年度】
職員数	4人	→		6人
県から派遣	2人	→		3人
上越市から派遣	1人	→		2人
事務補助	1人	→		1人

2 環境保全啓発事業

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく新潟県地球温暖化防止活動推進センターの事業として、県民や事業者に対する普及啓発に取り組むほか、引き続き、リサイクル推進事業の他、事業団の環境保全普及啓発事業を行う。

(1) 地域における地球温暖化防止活動促進事業（環境省補助、県委託事業）

市町村や大学等と連携して地球温暖化防止の普及啓発を行うとともに、昨年から国を中心に取組が開始された「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の普及等を行う。

(2) 地球温暖化防止活動推進員等活動支援事業（県委託事業）

地球温暖化防止活動推進員に対し研修会を開催するとともに、地域の環境講座への派遣等を行う。

(3) 事業者向け地球温暖化防止活動啓発事業（環境省補助、県委託事業）

県と共同で設置した推進協議会（プラットフォーム）を運営するほか、県内中小事業者等の地球温暖化防止の取組を促進するため、HPの活用やセミナーの開催等により情報提供・相談業務等を行う。

(4) 「リサイクルアドバイザー」設置業務（県委託事業）

産業廃棄物のリサイクルに係るアドバイス業務を実施するとともに、優れた3Rの取組などの情報収集や発信を行う。

(5) 環境保全普及啓発事業（事業団事業）

環境イベントへの参加、環境保全に関する地域活動の支援、環境学習の取組の推進等を行う。